

# 契約解除

## 訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。事業者などから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

### ■クーリング・オフの手続きの手順

1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。

2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。

3 ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。

4 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。



### ■ハガキの書き方の例

**通知書**

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日  
 商品名 〇〇〇〇  
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円  
 販売会社 株式会社××××□□営業所  
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、  
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日  
 東京都〇市〇町〇丁目〇番〇号  
 氏名 〇〇〇〇

### ■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- ・訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等).....8日間
- ・電話勧誘販売.....8日間
- ・連鎖販売取引(マルチ商法).....20日間
- ・特定継続的役務提供(エステティックサロン・語学教室等).....8日間
- ・業務提供誘引販売取引(サイドビジネス商法等).....20日間
- ・訪問購入(いわゆる訪問買取).....8日間

◆通信販売は、原則クーリング・オフできません。 ◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフできません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

### 困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

●東京都消費生活総合センター (〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 16階) ※日・祝日・年末年始はお休みです。

消費生活相談 ☎03-3235-1155 受付時間:月~土曜日・午前9時~午後5時

架空請求専用 ☎03-3235-2400 受付時間:月~土曜日・午前9時~午後5時



●お近くの消費生活相談窓口へはこちら → 消費者ホットライン ☎188

### 消費生活センターってどんなところ?



消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん、情報提供などを行っています。これまで、仕方がないと思われていたトラブルはありませんか? 困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。

# SNSがきっかけに! 悪質商法に気をつける!!

ね、狙われてるカモ...!!

簡単にもうかる話があるゾ

ROMU KAMOKAMO. @YUKIISHI

関東甲信越ブロック 若者悪質商法被害防止キャンペーン

マルチ商法 マルチまがい商法  
 架空請求 不当請求  
 アポイントメント セールス

お近くの消費生活相談窓口 消費生活センター ☎188 につながります

東京都消費生活総合センター ☎03-3235-1155

